

報道資料

令和5年2月21日
菊池市長 江頭 実

大腸がん郵送検診における誤った金額の料金払込票の送付について

菊池市において、大腸がん郵送検診対象者へ誤った金額の料金払込票を送付した事案が発生しましたのでお知らせいたします。

再発防止策を講じるとともに、今後このような事案が発生しないよう取り組んでまいります。

(1) 経緯

1月20日に委託検診機関より納品された大腸がん郵送検診通知に同封された誤った金額の料金払込票を214名に送付した。

1月23日に、検診通知を受け取った市民より記載されている料金と料金払込票の金額が違っていると指摘の連絡あり判明。

すぐに、市および委託検診機関にて対象者へ連絡及び謝罪文と正しい金額を記載した料金払込票を再送したが、2名の方が誤った金額にて支払われた。

(2) 発生原因

対象者データを市より委託検診機関へ送付後、削除対象者が2名判明したため、市より連絡し再度データを送ったが、すでに既存のデータで作業を実施していたため、そのデータで2名の削除を行った。2名のすべてのデータを削除すべきところ、部分的なデータの削除となったことにより、削除者以降のデータのずれが生じ、払込票の金額の誤表記が発生した。

料金振込票の印刷後も確認作業が行われず、間違いに気づくことができなかった。

(3) 判明後の対応

誤った金額の料金振込票を送付した214名の方へ、市及び委託検診機関にて電話連絡し、経緯を説明。1月24日に、謝罪文と正しい金額の料金払込票を送付。誤った金額を支払われた方へ、謝罪を行った。

(4) 再発防止策

委託検診機関と協議を行い、対象者を確定した最終データを委託検診機関に渡し、委託検診機関はそのデータを基に加工する。データ加工の際には、料金等間違いがないかダブルチェックを行う。

※不明な点は下記までお問合せください。

■問い合わせ先

健康福祉部 健康推進課 古吉・大島 電話：0968-25-7219

■配信元

政策企画部 市長公室 広報交流係 電話：0968-25-7252